

食品製造事業者による産地との連携強化

取組事例 大手食品企業における産地連携



- 現在、国内における大手食品企業においても、産地との連携強化による原材料の安定調達の実践が行われつつあり、これを中堅企業を含め全国に広げていく必要がある。

企業名	概要
味の素株式会社	スープで使用するスイートコーンはすべて契約農家が栽培しており、国内生産（北海道）で約半分、残り半分はアメリカからの輸入。 <u>国内の契約農場において定食苗を農業者に提供し、また、グループ会社の社員（通称コーンレンジャー）が栽培を指導している。さらに、契約農場の農業者に対して、グループ会社がコーンハーベスタを提供しており、収穫から24時間以内で工場においてパウダーまで加工している。</u>
カゴメ株式会社	創業以来、よい原料はよい畑から生まれるという考えから、トマトの「契約栽培」に取り組んでいる。「契約栽培」は、まず作付け前に農業者と全量を買入れる契約を結び、その後、フィールドパーソンと呼ばれる担当者が契約農家の畑を巡回し、カゴメ独自のきめ細かな栽培指導をはじめ、トマトの生育状態にあわせて的確な指導を行っている。また、高齢化により栽培中止や規模を縮小する農業者が増えているが、国内加工用トマトの必要量は増加している。その解決策の一環として、 <u>ヤンマー農機や農業者と共同で加工用トマト収穫機「Kagome Tomato Harvester（KTH）」を開発した。農業者に負担が大きい収穫作業の機械化にも取り組んでいる。</u> ○ <u>所有する加工用トマトの収穫機35台程を収穫時期に全国の契約農家に貸し出して原料トマトを調達（北海道農政事務所からの情報）。</u>
カルビー株式会社	重労働で労力がかかるばれいしょの契約農家の負担を軽減するため、多様な栽培・収穫支援を行っている。 <u>会社でコントラクター（作業請け負い）を立ち上げ、大型機械をコントラクターが導入して、労働負荷の高い収穫作業を支援し、ばれいしょの作付拡大を図っている。また、栽培指導を行うフィールドマンを配置して、契約農家を訪問し、じゃがいもの生育状況を確認するとともに、肥料や農薬使用について指導している。</u> ○ <u>契約農家に対して栽培開始後3年までは大型のばれいしょ収穫機を貸し出し（九州農政局からの情報）</u> ○ 取組の一環として、JAしれとこ斜里（北海道斜里町）と連携し、同町に人気商品「ポテリこ」等を製造する冷凍加工施設やばれいしょの貯蔵庫等を新設し、2027年に操業開始することを予定している（2025年1月23日公式プレスリリース）。

食品製造事業者等が産地と連携する計画（産地連携計画）を策定した場合に、**産地を支援する取組**（食品製造事業者から産地に農業機械・資材を貸与・提供する等）や**産地との連携による国産原材料の取扱量増加に伴う機械設備の導入等**を支援します。

【補助の概要】

公募期間	2026年3月頃 公募開始予定
対象者	食品製造事業者
対象経費	右記のとおり
補助上限	2億円 (補助率：1/2以内)
主な補助要件	①産地連携計画の策定 ②産地との連携による国産原材料の取扱量 →10%以上の増加目標設定 ③食料システム法の安定取引関係確立事業活動計画の認定又は認定が見込まれること。
事業実施主体	株式会社JTB
事業の流れ	国→事業実施主体(株式会社JTB)→食品製造事業者
事業実施期間	交付決定日～事業実施主体が定める期限

産地を支援する取組

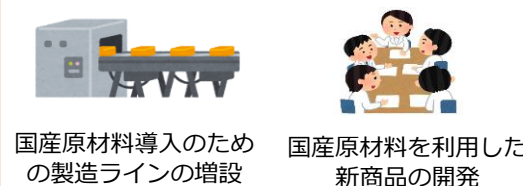
- 食品製造事業者等が産地を支援する以下ア～オ又はこれらに類する取組に係る経費を補助します。
 - ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供
 - イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与
 - ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与
 - エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産をしてもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽培技術等指導
 - オ 本事業に関係する産地側の建屋内に設置され、産地連携計画等において記載された農林水産物の保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置



- 【補助対象経費】
- 種苗等の資材費
 - 機械設備等の導入費（収穫機・選別機等）
 - 栽培技術指導のための専門家・篤農家の派遣謝金・旅費
 - 生産作業補助のための社員等派遣旅費
 - 産地に設置する保管庫のための装置 等

産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う取組

- 産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品等の開発・製造等の取組に係る経費を補助します。



- 【補助対象経費】
- 機械設備等の導入費
 - 製造ラインの変更・増設費
 - 食品表示変更に伴う包装資材の更新費
 - 専門家経費（コンサルティング経費、旅費等）
 - 調査経費（マーケティング調査等）
 - 開発段階における原材料費 等

産地連携の取組事例

(岡本食品株式会社、品目：みかん)

- 加工用に適したみかん原材料調達への課題を解決するため、静岡県遠州地区の農家との直接の連携体制を構築。
- 加工用に活用可能なみかんが労働力不足で出荷できていない産地の実情を把握。自社からの人材派遣による収穫作業補助等を実施。
- 産地との取組により、加工適性の高い加工用原料の調達に関する取組を行ったほか、工場に「みかん外皮剥離装置」を導入することで、従来缶詰用として規格外であったサイズのみかん等を新たに原料として利用可能に。受入れ可能な果実が拡大したことで、産地は出荷量が増加。

岡本食品(株)

□平成中頃より、加工用原材料の調達に課題が発生。ここ数年、抜本的な対策の検討が必要な状況に。

産地の課題を解決したい生産者と連携し互いにWINWINとなる取組を模索



(岡本食品での取組)

- ・工場に「みかん外皮剥離装置」を導入することで、原材料の加工能力、受入れ体制を強化
- ・これまで缶詰用として規格外であったサイズ等のみかんを新たに調達



産地の実態に則した提案

缶詰加工用みかんの受け入れ規格の見直し

社員等による収穫作業補助



果実の出荷

加工用原材料への理解

産地

- 加工向け果実の大型サイズを搾汁向け、中小サイズを缶詰向け等に仕向けてきたが、労働力不足によりサイズ選別等が困難となっていた。
- 等級の高い生食用規格みかんだけを収穫、低品質でも加工用になり得た果実を廃棄、等収益機会のロスが発生していた。



産地の実情把握 (圃場廃棄みかん)



産地の実情把握 (樹上放置みかん)



社員等による収穫作業補助

(産地での取組)

- ・薬剤を減らし低コスト化した加工向け栽培の検討
- ・圃場廃棄みかん、樹上放置みかん等の活用
- ・加工適性の高い品種の導入

取組により、出荷できる果実(売上)が増加

缶詰原料用みかんの受入れ増加による原材料調達の安定化と、生産者の収益機会拡大を実現

農林漁業者との安定的な取引関係確立に向けた取組への承認

○ 食品産業の事業者が、生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、各種支援・特例措置を受けることが可能。

第1 安定取引関係確立事業活動等の促進に関する事項 (食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進(計画認定制度)に関する基本方針より)

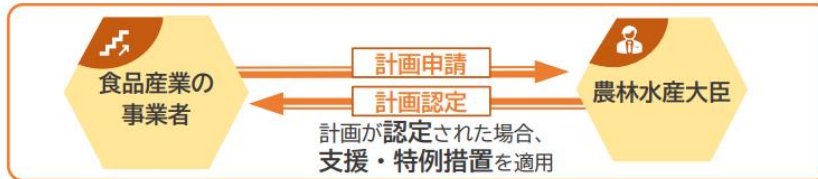
1 意義及び目標

- [意義]**
- ① **安定取引関係確立事業活動** 食品等事業者による原材料の安定調達
 - ② **流通合理化事業活動** 食品等事業者の業務の省力化やサプライチェーン全体での効率化、新たな需要の開拓と付加価値向上
 - ③ **環境負荷低減事業活動** サプライチェーン全体における環境への負荷の低減
 - ④ **消費者選択支援事業活動** 食品等の背景事情に係る消費者理解の増進

[目標] 事業活動の取組数 **2030年までに1,000件** → 「農業・食料関連産業の国内生産額」 **2030年までに150兆円**

制度の対象とスキーム

- ① 食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者の皆様が対象となります。
- ② 以下の4つのうちいずれかの取組を行う計画が認定対象です。



認定による主なメリット

資金調達支援	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者に対する長期・低利の融資 融資を受ける際の債務保証
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の設備投資に対する税制優遇 脱炭素化に向けた投資に対する税制優遇
研究開発	<ul style="list-style-type: none"> 農研機構の所有する研究開発設備の利用

取組事例

- ・ 外国産小麦のみを使用していた製粉事業者が、地元JAと連携し、原材料の一部を国産小麦へ切替え
- ・ 製造事業者が、国産カットキャベツの製造を増加させるために新たな産地と圃場契約を結び、調達先を多角化しつつ国産農産物の利用を増加
- ・ 豆腐製造事業者が、国産大豆の仕入れに当たり、卸売事業者経由から、特定の農業者との複数年の長期かつ直接の取引に変更
- ・ パン製造事業者が、国産米粉を用いた新商品を製造し、国産米の利用を増加
- ・ 食肉加工業者が、調達が不安定になっている輸入豚肉に代わり、地元産のジビエを活用

01 生産者との安定的な取引関係の確立

- ♀ 取組事例
- ・ 新たな産地との原材料調達に関する契約の締結
 - ・ 農林漁業者への出資

02 流通の合理化

- ♀ 取組事例
- ・ 労働生産性向上のための設備の導入
 - ・ 新規需要先開拓のための新たな事業所の整備

03 環境負荷の低減

- ♀ 取組事例
- ・ 食品の製造過程における食品ロスの削減
 - ・ 食品廃棄物の利活用

04 消費者に選ばれるための情報提供

- ♀ 取組事例
- ・ 製品のサステナビリティ情報の消費者への発信
 - ・ 食品のコスト構造の見える化

2-5. 特定農産加工業経営改善等臨時措置法による支援措置の概要・仕組み

- 本支援措置は、農産加工品及びその原材料たる農産物の輸入に係る事情の著しい変化に対処するため、①経営改善措置・事業提携、②調達安定化措置を行う特定農産加工業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫による長期低利融資（金融上の支援）及び事業所税の課税標準の特例（税制上の支援）を講ずるもの。

① 経営改善措置・事業提携

農産加工品等の関税引下げ等による安価な輸入農産加工品との価格競争等の影響に対処するための取組。

② 調達安定化措置

世界的規模の需給のひっ迫等に起因する輸入原材料の価格水準の上昇・高止まりに対処するための取組。

○ 支援措置の仕組み

